

エ・7・0（平成36年3月31日まで）

生 企 第 9 0 号  
平成31年3月8日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

銃砲刀剣類発見届取扱要領について（通知）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第23条の規定により銃砲刀剣類を発見した旨の届出を受理した場合の届出について、平成31年4月1日から、別添の「銃砲刀剣類発見届取扱要領」により実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「銃砲刀剣類発見届取扱要領の送付について」（平成27年1月5日付け生企第3号）は廃止する。

本件担当：生活安全企画課  
許可認定係

別添

## 銃砲刀剣類発見届取扱要領

### 1 目的

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第23条の規定により銃砲刀剣類を発見して警察署へ届出をした者のうち、法第14条の規程による登録を受けて引き続き所持することを希望するものに係る警察における取扱手続を定めるものである。

### 2 発見届の受理

- (1) この要領に基づき、発見届を受理するときは、別記様式を発見届出人に交付し、別記様式(1)の「古式銃砲・刀剣類発見届」に必要事項を記入の上、銃砲刀剣類と共に提示を受けること。

発見届出人の記載した事項に誤りのないときは、別記様式を切取線に沿って切り離した上、別記様式(2)の「古式銃砲・刀剣類発見届出済証」及び別記様式(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」を発見届出人に交付し、住所地の所在する都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより当該都道府県の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては担当知事部局。以下同じ。）に登録申請することなど、登録申請に必要な事項を教示すること。

- (2) 上記(1)により発見届を受理したときは、別記様式(4)の「古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書」を、県警察本部生活安全企画課を経て都道府県教育委員会に送付すること。
- (3) 都道府県教育委員会は、審査の結果について、別記様式(3)の「古式銃砲・刀剣類登録通知書」により当県公安委員会に対して通知することから、同通知を受けて警察本部生活安全企画課は、台帳等を整備するとともに発見届を受理した警察署に回付し、これを受けた警察署においては、発見届と共に整理保管すること。

### 3 実施上の留意事項

- (1) 善良な発見届出人の利便を十分考慮し、手続について丁寧に教示する等、適切な対応に努めること。
- (2) 発見届は、発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって行うことも差し支えない。
- (3) 提示を受けた銃砲刀剣類については貴重な美術品である場合もあることを念頭に置き、慎重に取り扱うこと。

なお、刃渡り、目くぎ穴又は銘文の確認のためにこしらえを外すことが困難な場合、無理にこしらえを外そうとしないこと。

- (4) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、登録に該当するか否かの判断等を警察において行うことは避け、都道府県教育委員会に委ねること。

- (5) 必要やむを得ない場合のほか、銃砲刀剣類を警察署において一時預かりすることはしないこと。
- (6) 発見届をした銃砲刀剣類であっても、登録を受けないと他人に譲渡することができないことは当然であり、登録以外の目的で所持した場合は違法となるので、その旨を発見届出人に教示すること。
- (7) 都道府県教育委員会と連携し、発見届出後に登録審査を受けない場合や、審査の結果登録にならなかったものについては、廃棄又は公立博物館等への寄贈の意思を確認するなど所要の措置を講じること。

#### 4 その他

- (1) 発見銃砲刀剣類の登録を希望しない場合の措置

発見者が当該銃砲刀剣類の登録を希望せず、廃棄を希望する場合には、発見届の最上段のみを発見届出人に記入させ、併せて当該銃砲刀剣類に係る所有権を放棄する旨の文書（以下「所有権放棄書」という。）を提出させた上、当該銃砲刀剣類を受領すること。

- (2) 発見銃砲刀剣類が登録済である場合の措置

##### ア 所持を希望する場合

発見銃砲刀剣類が銃砲刀剣類登録証等から、すでに登録されていることが認められる場合には、発見届の提出は不要であるが、発見届出人が継続して所持を希望する場合は、都道府県教育委員会で名義変更の手続きを行うよう教示すること。

##### イ 所持を希望しない場合

登録された銃砲刀剣類の廃棄依頼を受けた場合には、所有権放棄書及び銃砲刀剣類登録証を受領し、銃砲刀剣類は廃棄の措置を講じ、受領した銃砲刀剣類登録証は警察本部生活安全企画課を経て山形県教育委員会に送付すること。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署 御中

届出人

㊟ (発見者との関係)

(1)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		

----- 割 取 ----- 線

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署 印

(2)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	職業	
	氏名	年 月 日生 ( 歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ( )

※ 裏面の注意事項を確認してください。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 殿

知事 教育委員会

(3)

登録申請者	住所	電話番号 - -
	氏名	
登録をした物件		
登録記号番号		

----- 割 取 ----- 線

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

知事 殿 教育委員会 殿

警察署

(4)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 - -
	氏名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

登録申請者住所管理署

警察署

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引っ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。  
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反（不法所持）となります。
- 2 登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名

㊟